

海老名都市計画土地区画整理事業 (中新田丸田地区土地区画整理事業) の変更 [諮問]

令和 7 年 2 月 2 1 日(金)

令和 6 年度第 4 回都市計画審議会

Urban Planning division

1 都市計画の概要

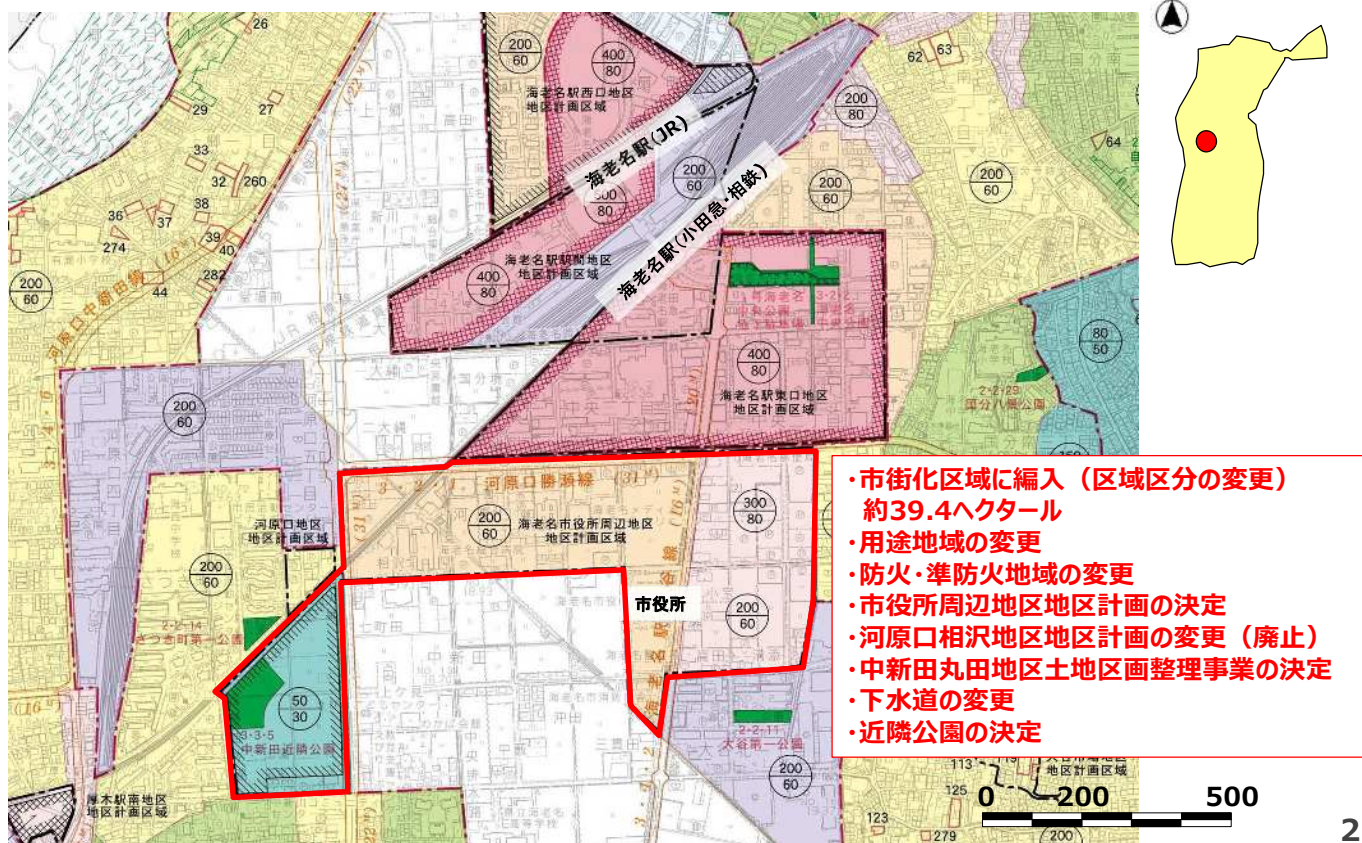
本区域に係る都市計画の決定及び変更について

令和 6 年 3 月 29 日「市役所周辺地区」が市街化区域に編入
以下のとおり都市計画を決定及び変更

	告示番号	案 件
(1)	県告示 第222号	海老名都市計画 区域区分の変更
(2)	市告示 第54号	海老名都市計画 用途地域の変更
(3)	市告示 第55号	海老名都市計画 防火・準防火地域の変更
(4)	市告示 第56号	海老名都市計画 地区計画の決定
(5)	市告示 第57号	海老名都市計画 地区計画の変更（廃止）
(6)	市告示 第58号	海老名都市計画 土地区画整理事業の決定
(7)	市告示 第59号	海老名都市計画 下水道の変更
(8)	市告示 第60号	海老名都市計画 公園の変更

1 都市計画の概要

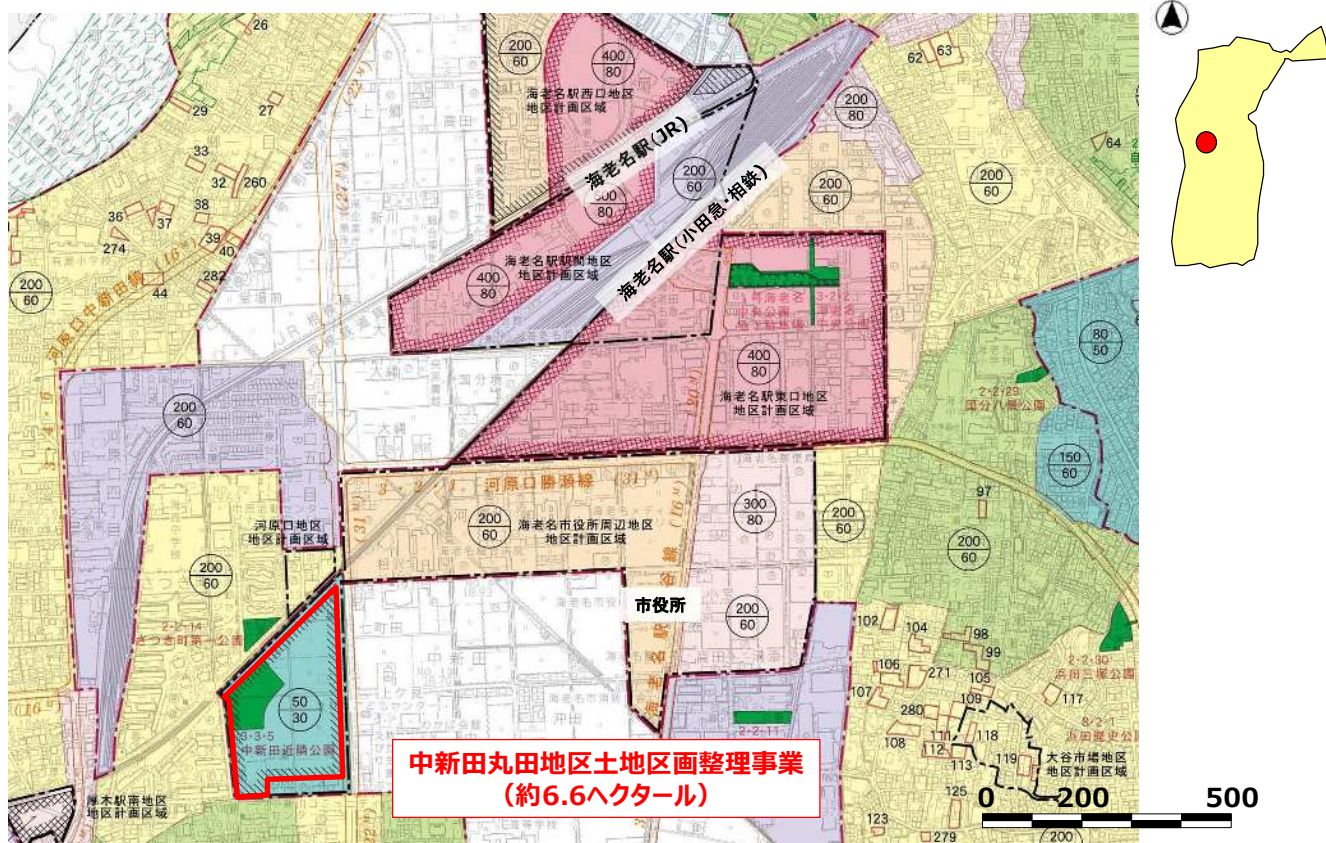
本区域に係る都市計画の決定及び変更について



2

2 都市計画変更の内容

案内図・位置図



3

2 都市計画変更の内容（計画書）

海老名都市計画土地区画整理事業の変更（海老名市決定）
都市計画中新田丸田地区土地区画整理事業を次のように**変更**する。

名 称		中新田丸田地区土地区画整理事業		
面 積		約6.7ha		
公共施設の配置	道 路	土地利用及び街区構成を考慮し、自動車交通の利便性と歩行者交通の安全性を確保するため、区画道路等を適正に配置する。		
	公園及び緑地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	3・3・5号 中新田近隣公園	
	その他の公共施設	下水道 第1号海老名公共下水道 上下水道や雨水貯留浸透施設等の供給処理施設を計画的に整備する。		
宅地の整備		都市交流拠点である海老名駅周辺の中心市街地に隣接している立地特性を活かし、都市機能の集積を促進し、コンパクトでまとまりのある良好な住宅市街地を形成する。		

4

2 都市計画変更の内容（理由書）

理 由 書	
<前 略> 海老名市役所周辺地区のうち本区域については「海老名市都市マスタープラン」において、「土地区画整理事業等の導入により新市街地を形成する」こととしており、これにより「周辺の土地利用状況に応じて、中心市街地を補完する機能、公共公益機能及び居住機能を集積させるとともに、地域特性を活かした複合的な新市街地の形成を図る」としています。 こうした中、令和6年3月に本地区を市街化区域に編入するとともに、中新田丸田地区土地区画整理事業の都市計画決定を行い、組合施行による土地区画整理事業が進められています。 この度、本区域内に整備する公園等の利用に資するため、土地区画整理事業施行区域に隣接する水路を改修し、上部を歩行者空間として整備することについて、公共施設管理者と土地区画整理組合との協議が整ったことから、本案のとおり土地区画整理事業を変更するものです。	

5

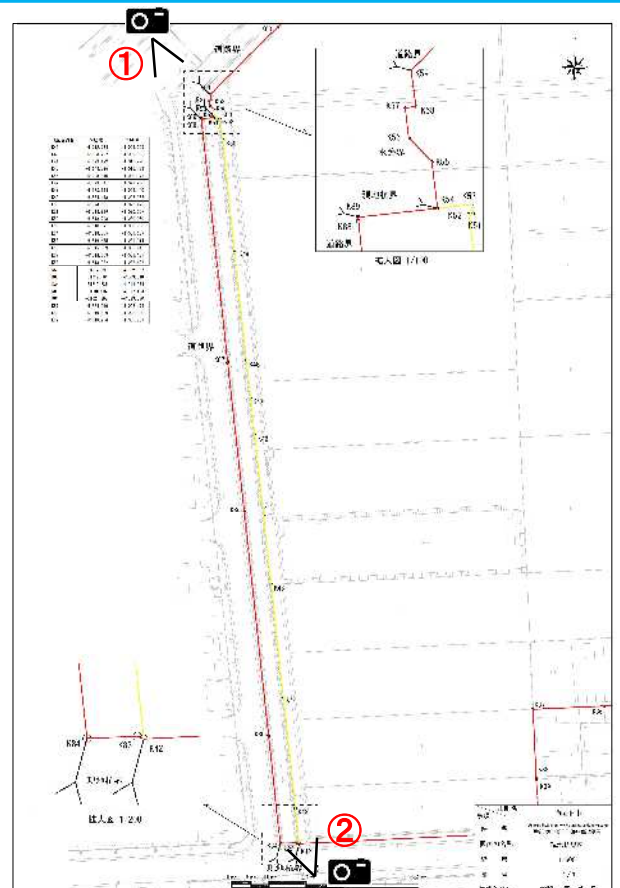
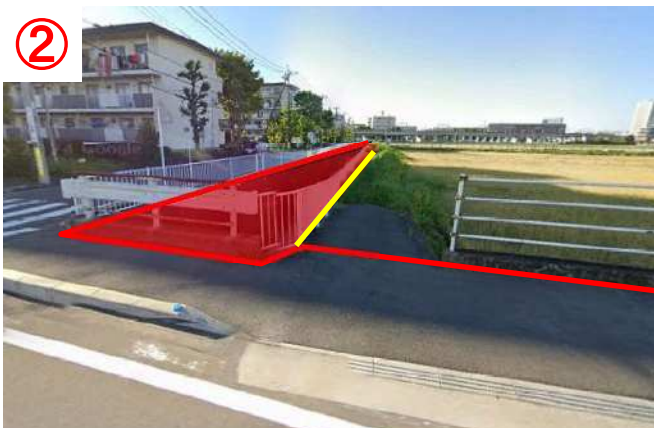
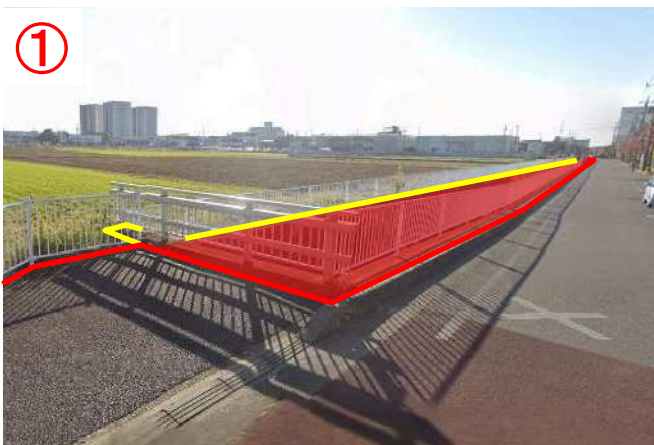
2 都市計画変更の内容（計画図）

水路上部を土地区画整理事業区域に加え、区域面積を拡大
約6.6ヘクタール▶約6.7ヘクタール に変更



6

2 都市計画変更の内容



7

3 これまでの経過と今後のスケジュール

令和6年 8月～	神奈川県等関係機関との事前相談
令和6年11月	中新田丸田地区土地区画整理組合総会 (施行者として事業計画変更を議決(区域変更了承))
令和6年12月 6日 ～12月25日	神奈川県との法定協議
令和7年 1月20日 ～ 2月 3日	法定縦覧 場所：海老名市役所4階 都市計画課 (縦覧者数 2名、意見書提出 0通)
令和7年 2月21日	海老名市都市計画審議会(諮問)
令和7年 3月	海老名都市計画土地区画整理事業の変更告示 (中新田丸田地区土地区画整理事業)
令和7年 3月	告示内容の縦覧

令和 7 年 2 月 21 日
都市計画審議会資料
経済環境部環境政策課

海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例等の廃止について

1 概要

令和 3 年 7 月、熱海市において大雨による大規模な土石流が発生した事故を受け、全国的に盛土・切土の規制を求める声が高まり、令和 5 年 5 月に盛土規制法（宅地造成および特定盛土等規制法）が施行された。

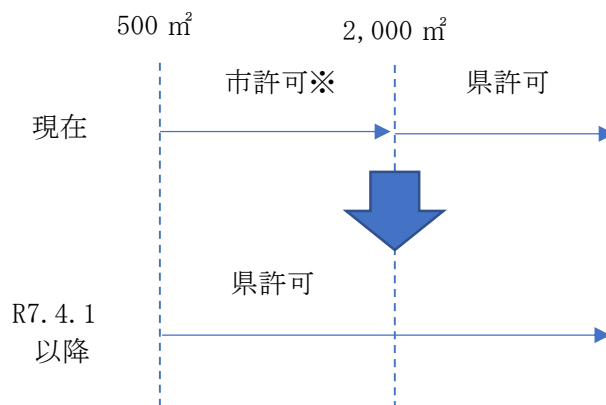
これに伴って、神奈川県が同法に基づく規制に関する区域指定を行い、海老名市内における 500 m²以上の土地の埋め立て等については、神奈川県の手続きが必要となる見込みとなった。

県による区域指定が令和 7 年 4 月 1 日予定となったことから、市条例と県条例の許可範囲が重複することになるため、当市条例の廃止を行う。



（静岡県熱海市 死者 28 名、住宅倒壊 96 棟）

2 規制の概要



3 条例廃止予定日

令和 7 年 4 月 1 日（予定）

4 スケジュール

- ・令和 6 年 10 月 22 日 最高経営会議
- ・令和 6 年 12 月 議会（第 4 回定例会）
- ・令和 6 年 12 月 2 日 廃止条例公布
- ・令和 7 年 4 月 1 日 廃止条例施行